特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	保育所事務 基礎項目評価書【令和7年4月1日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、保育所事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務					
①事務の名称	保育所事務					
②事務の概要	就学前児童の保育所への申込受付から選考、内定、待機児童の管理や口座振替等による保育料・給食費等の徴収や滞納管理、民間の保育所施設については運営費に係る支弁報告を行っている。					
③システムの名称	子ども・子育て支援新制度システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	L名					
保育所利用者情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第8項					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第13項及び第16項					
5. 評価実施機関におけ	- A担当部署 					
①部署	あんしん福祉部 児童福祉課					
②所属長の役職名	児童福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	*訂正·利用停止請求					
請求先	五條市(あんしん福祉部 児童福祉課)奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	五條市(あんしん福祉部 児童福祉課)奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)					
9. 規則第9条第2項の過	適用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	4年4月1日 時点				
2. 取扱者数	女						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和4年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書	1		<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	- 書及び 書及び	全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 ている。	透機関について	は、それぞれ重点	項目評価書又は	は全項目評価書において、	リスク対	策の詳細が記載され		
2. 特定個人情報の入手(情	報提供ネット	ワークシステムを	を通じた入手を	除く。)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託	Ħ.			I]委託しない		
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報説	是供ネットワークシス	ステムを通じた扱	是供を除く。)	1]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
6. 情報提供ネットワークシス	ステムとの接続	続	1]接続しない(入手)	Ι]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				

7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[十分で	್ಹಾಕ್]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生するリスクへ の対策は十分か	[+分で	ゔある]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事いる。(本人からのマ			录事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守して)				

9. 監	査							
実施の	有無	[O]自己,	点検	[〕内部監査	[〕外部監査	
10. 微	É業者に対する教育・B	発						
従業者	fに対する教育・啓発	[十分	に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	入れて行っている っている	
11. 最	も優先度が高いと考え	られる対策			[]全	項目評価又は	は重点項目評価を実	施する
最も優る対策	先度が高いと考えられ	 <選択肢> 1)目的外(2)目的を表 3)権既氏のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	ない者によって不 こおける不正な(是供・移転が行れ 供ネットワークシ	るリスクを表示している。これでは、まないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	クへの対策 を要のない情報を使用されるリスクの対策である。 アリスクへの対策である。 アリスクへの対策である。 アクへの対策できる。 ではでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で		われるリスクへの対策 トワークシステムを通じた提 れるリスクへの対策 らリスクへの対策	
当該対	†策は十分か【再掲】		分である]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る されている	
	判断の根拠	り、職員、参照筆 おいて離席時 <i>の</i>	施囲が必要最小 ログアウト徹底	限となる を呼びた	よう、アクセス制 いけている。	削限を設定して	Dログインには静脈認 いる。また、情報セキュ 、の対策は「十分である	ュリティ研修に

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I,5、②所属長	児童福祉課長 青木雅俊	児童福祉課長 水本 俊明	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
	1余数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
	I,5、②所属長	児童福祉課長 水本 俊明	児童福祉課長 木ノ下 吉正	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ,1.対象人数 いつ時点の 係数か	平成29年1月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成29年1月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
	I,5、②所属長	児童福祉課長 木ノ下 吉正	児童福祉課長	事後	様式変更によるもので、重要な 変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ,1.対象人数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ,1.対象人数 いつ時点の 係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ,2.取扱者数 いつ時点の 係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	I,7.請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I , 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	Ⅱ,1.対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	Ⅱ,2.取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年6月10日	I, 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 法律上	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年6月10日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年6月10日	Ⅱ,2.取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和7年10月21日	評価書名	保育所事務 基礎項目評価書	保育所事務 基礎項目評価書【令和7年4月1日 終了】	事後	機構改革に伴う担当部署の変更及び所掌業務変更により、 当該事務が評価書番号18「子 ども・子育て支援新制度認定事務」に統合されたため、事務の 終了日を追記